



鳥取県告示第五百七十八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

療養取扱機関名

所 在 地

申出の受理の年月日

鳥取県知事 石 破 二 朗

戸口田整形外科医院

米子市上福原一ノ五九四

昭和四十三年六月十五日

福部村国民健康保険診療所

岩美郡福部村大字細川六六六番地の一

〃

薬師寺整形外科医院

米子市東福原字武番割巖東六二五の一

〃 〃 七月一日

石田産婦人科医院

境港市上道町一、七一七番地

〃

鳥取県告示第五百七十九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により、同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険

薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。  
昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号

氏 名

登録の年月日

鳥国医 一、三五八

篠 津 哲 夫

昭和四十三年五月二十二日

鳥国薬 二〇八

水 谷 育 代

〃 〃 二十七日

〃 二〇九

高 木 章 之 助

〃 〃 〃

〃 二一〇

森 典 子

〃 〃 三十一日

〃 二一一

竹 内 保 子

〃 〃 〃

鳥国医 一、三五九

水 垣 洋

〃 〃 六月 四日

鳥取県告示第五百八十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の

規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所在地

申出の都道府県名 申出の受理の年月日

竹田内科医院	鳥取市本町二丁目一〇九	全国	昭和四十三年五月十七日
勝部診療所	気高郡青谷町紙屋六一四	"	六月一日
前川齒科医院	鳥取市湖山町字栄屋西土居一、三七六の六	"	"
福部村国民健康保険診療所	岩美郡福部村大字細川六六六の一	"	十五日
戸口田整形外科医院	米子市上福原一、五九四	"	"

鳥取県告示第五百八十一号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所在地		団	体	増反		摘要
		郡市	町村大字			予定売渡口数	予定売渡面積	
土地	槇原 (中槇原)	西伯	岸本	四	平方メートル 一九、九四八	平方メートル 三六八	用途道路四一、一九七	用途道路二一、二二四
		大山	丸山					
"	大山外二 (泉ヶ原)	米子	泉	二	七、〇一七	一	用途道路	
"	大山外一 (下槇原)	西伯	赤松	二	一一、七七〇			

浅山	米子	尾高	一	二、五九六	〃	〃
佐治	〃	津野	一	四〇五	〃	〃
若桜	〃	高山	一	四、七七七	〃	〃
八頭	八東	諸鹿	一	一八、四一五	〃	〃
妻鹿野	上原	大原	一	三、〇〇一	〃	〃
明治	鳥取	岸本	一	六、七七二	〃	〃
八郷	〃	大原	一	一三、三八五	〃	〃

鳥取県告示第五百八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二十日から用途廃止した。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事

石

破

二

朗

鳥取市宮長字洗井後	二二五の一番地先から	三二四・一三	道路敷
二二九番地先まで	二二九番地先まで	六二・五六	〃
字棚田	一一一番地先	一〇四・八三	水路敷
字大坪	二四番地先から	三三四・六〇	〃
二九番地先まで	二九番地先まで		
二三ノ内第一番地先から	二九番地先まで		

場

所

面積

(平方メートル)

用

途

鳥取県告示第五百八十三号  
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二十日から用途廃止した。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事

石 破

二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用 途
米子市両三柳字三右衛門灘道西沖	一三二・〇〇	道路敷
字三右衛門道西	四八三・一九	"
字平左衛門西左右	二、八九〇ノ一	"
字代吉郎道左右	二、八七七ノ一	"
字御免地東	二、三八五ノ四	"
字洗井後	一四四・五九	"
字棚田	二二三・四九	"
字洗井後	一八七・五六	"
叶字下井原	二六四・五九	"
宮長字棚田	六八・二五	"
字洗井後	八五・四四	"
二九番地先	七二・九〇	"
叶字下井原	一七〇・七五	"
叶字下井原	一四六・〇四	"
字上井原	一三二・七五	"



県道	長和田 羽合線	変更後	先"まで 東伯郡東郷町大字長和田字隈田五二二の一の先 "から "まで 字出口五六〇の一の先	九・〇 一九・〇	四・〇 二六四・九
----	------------	-----	---	-------------	--------------

鳥取県告示第五百八十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年八月二十日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	伯太岸本線	西伯郡会見町大字天万字加藤田一五四四の六の先から " 字頭無し一〇四六の一の先まで		八・四 四四・〇	七三二・九

鳥取県告示第五百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を昭和四十三年八月二十日から開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年八月二十日から八月間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。  
昭和四十三年八月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
一般国道	百八十号	日野郡日野町根雨字持田一八五の先から " 字舟場川原四の二の先まで	昭和四十三年八月二十日	
県道	米子石見新見線	" 米子市奥谷字前田六〇五の一の先から " 石井字砂田一二一の一の先まで	"	
"	伯太岸本線	" 西伯郡会見町大字天万字加藤田一五四の六の先から " 字頭無し一〇四六の一の先まで	"	
"	長和田羽合線	" 東伯郡東郷町大字長和田字隈田五二一の一の先から " 字出口五六〇の一の先まで	"	

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日時 昭和四十三年八月二十二日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 1 昭和四十四年度使用教科用図書の採択について  
2 その他

### 人事委員会規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年八月二十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第三十九号



人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和四十年十一月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「主事」の下に「機械技師」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。